

仕 様 書

1. 業務名

高松ホーム施設内窓ガラス清掃・床清掃業務委託

2. 業務目的

高松ホーム入所者に不都合なく使用してもらえるよう、清掃を行い施設の美化に努めるため。

3. 業務場所

南相馬市原町区上北高平字高松 3 8 7（高松ホーム）

4. 履行期間

契約締結の日～令和 9 年 2 月 2 6 日

5. 業務内容

（1）業務の範囲

①業務は、窓ガラス清掃、床ワックス清掃とし、その範囲はそれぞれ以下のとおりとする。

【窓ガラス清掃】

（単位：㎡）

栈入り窓ガラス	1 3 6
窓ガラス	3 6 3
高所ガラス	2 7
居室窓ガラス （北棟 1． 2 階）	5 7 6
居室窓ガラス （南棟 1． 2 階）	3 8 4
床面積合計	1, 4 8 6

【床ワックス清掃】

（単位：㎡）

事務室	5 1
会議室	3 0
支援室（1． 2 階）	6 5
廊下、階段	1, 2 1 0
食堂	1 3 0
静養室	3 0
医務室	1 0
床面積合計	1, 5 2 6

②床ワックス清掃は、汚れの状況等に応じ適正な清掃を行うものとする。

(2) 作業上の留意点

- ① 床ワックス清掃は、床材の材質に適応した液剤等を使用し、床面の汚損、変質等に留意すること。
- ② 作業に当たっては、適正な機材を使用するとともに、技術の優れたものを配置すること。
- ③ ごみは所定の場所へ搬出するものとする。
- ④ 作業に当たっては、執務する職員等の支障のないように注意すること。
- ⑤ 精密機械の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、火気等が発生することがないように注意して行うこと。
- ⑥ 施設備品等に棄損を発見したとき又は損害を与えたときには、直ちに報告すること。
- ⑦ 作業中には事故防止に努めること。

6. 業務完了報告

業務を終了したときには、業務完了報告書を提出するものとする。

7. 負担区分

業務に要する機械、機材はすべて受注者の負担とする。ただし、業務に要する光熱水費の使用料については、発注者の負担とするが、使用する場合は節制に努めること。

8. 支払い方法

業務終了後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

9. 環境への配慮

南相馬市役所環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。